

令和 4 年度 PTA 総会議案書

P2 令和 3 年度活動報告及び令和 4 年度活動計画案

P3 令和 3 年度決算書

P4 令和 4 年度予算書(案)

P5~8 PTA 会則改訂(案)

P9 令和 4 年度以降の活動概略

令和3年度 活動報告

月	本部関連事業及び4委員会共通事業	学年学級委員会	校外生活指導委員会
4	緑瀬小学校入学式 PTAお手伝いご協力へのアンケート実施 PTA会計監査 選考委員会 新旧理事会 PTA総会 リレー大会(四部会) 専門部会(四部会) 第1回運営委員会 運動会お手伝い 給食委員会四者協議会	ベルマーク回収 地域ベル回収 ベルマーク回収(学校のみ)集計(学校、地域) ベルマーク作り作成、配布 ベルマーク回収、集計(学校のみ) ベルマーク作り作成、配布	四部会 校外日より発行 ふれあい週間…6年 公園ハットロール(2回) ふれあい週間…1年 公園ハットロール(2回) 委員会 校外日より発行 ふれあい週間 1・5年生 公園ハットロール(1回) ふれあい週間 5・4年生 公園ハットロール(2回) ふれあい週間 4・2年生 公園ハットロール(2回)
9	第2回運営委員会	ベルマーク新聞誌 北手住マルイのみベルマーク回収 ベルマーク回収、集計(学校、地域) ベルマーク作り作成、配布 友愛事業申込(募金)	校外日より発行 ふれあい週間 3年生 公園ハットロール(1回)
10			
11			
12	第6ブロック研修会(緑瀬小学校)	ベルマーク回収、集計(学校、地域) ベルマーク作り作成、配布	校外日より発行 ふれあい週間 2年生 公園ハットロール(1回)
1	第3回運営委員会		ふれあい週間 3年生 公園ハットロール(2回)
2			ふれあい週間…3年 公園ハットロール(2回)
3	卒業を祝い感謝する会	ベルマーク回収、集計(学校、地域) ベルマーク作り作成、配布	校外日より発行 公園ハットロール(1回)

※PTA会費より、今年度から配布する胸章、消毒液器の電池や新入生への歌集などを購入することができました。また、6年生のイベント補助や卒業アルバム補助として贈ることができました。ありがとうございました。今年度も子供達の安全、学校生活での思い出づくりに(有意義な学校生活)のために、ご協力よろしくお願いたします。

令和4年度 活動計画(案)

月	本部関連事業及び4委員会共通事業	ベルマーク係	校外見守り係
4	緑瀬小学校入学式 PTA加入アンケート実施 PTA保険説明会	ベルマーク説明会	校外見守り係説明会
5	PTA総会 第1回運営委員会		
	○学友対抗ソフトボール大会 日付未定 ○ブロック研修会 ○運営委員会開催 年間4回程度 ○運営委員会便り発行 ○関係団体事業への参加・協力 ・開かれた学校作り協議会 ・家庭教育部会 ・新立60周年式典への協力 ・卒業のタペ ・緑瀬小友遊ばれっど ・第6ブロック行事 ○卒業対策委員会への協力	○地域、学校ベルマーク回収、集計 (6月、9月、12月、3月)	○年間通してながら見守りを実施

***コロナの状況に応じて変更・中止になる場合があります。**

令和3年度 PTA決算書

東京都足立区立綾瀬小学校PTA

I、決算

収入総額 **¥2,623,901** 支出総額 **¥1,501,183** 残高 **¥1,122,718**

次年度へ繰り越し

※次年度の予算減額、周年記念がある為、若干支出を抑えました。

II、収入

△減

0	項 目	予 算 額	収入済額	増 減	摘 要
会 費	普通会費	1,916,200	1,950,520	34,320	
雑 収 入	雑収入	1,000	5,452	4,452	
繰 越 金		667,929	667,929	0	
	合 計	2,585,129	2,623,901	38,772	

III、支出

款	項 目	節	予 算 額	執行済額	差 分	摘 要		
P	PTA 運営費	PTA 会議費	(1) 総 会 費	0	0	0		
			(2) 運 営 委 員 会 費	30,000	10,813	19,187	運営委員会会議費など	
			(3) 理 事 会 費					
	PTA 需用費	(4) 備 品 消 耗 品 費	200,000	265,479	△ 65,479	PTA封筒印刷など		
		(5) 光 熱 水 道 費	15,000	0	15,000	体育館大型ストーブ用灯油代		
		(6) 食 料 費						
		(7) 印 刷 製 本 費						
		(8) 通 信 運 搬 費	25,000	19,240	5,760			
		(9) 修 理 費	40,000	0	40,000	リソグラフ修理費など		
		(10) 借 料 及 損 料						
T	PTA 活動費	一般活動費	(11) 調 査 研 究 費					
			(12) 安 全 管 理 費	600,000	234,850	365,150	入校証ホルダー・感染症予防対策	
			(13) 成 人 教 育 委 員 会 費	0	0	0		
			(14) 校 外 生 活 指 導 委 員 会 費	40,000	4,957	35,043		
			(15) 広 報 調 査 委 員 会 費	0	0	0		
			(16) 学 年 学 級 委 員 会 費	120,000	24,447	95,553		
			(17) スポーツコミュニケーション部活動費	80,000	40,997	39,003		
			(18) P T A 表 彰 費	10,000	0	10,000		
			(19) 慶 弔 費	180,000	47,000	133,000	会員及び部外団体への慶弔・渉外費	
			(20) 研 修 費	15,000	0	15,000		
			(21) 交 通 費	10,000	0	10,000	前年度体育部交通費戻し	
			福 祉 費	(22) P T A 総 合 保 障 制 度	160,000	138,340	21,660	PTA活動保険
			特別活動費	(23) 特 別 委 員 会 費	40,000	0	40,000	
			児童福祉賞	(24) 勤 労 奉 仕 活 動 費				
				(25) 特 別 児 童 保 護 費	25,000	0	25,000	PTA会費補填
				(26) 児 童 表 彰 奨 励 費	450,000	246,800	203,200	入学・卒業記念品・レクリエーション補助など
			PTA 運営費 協議会分担金	(27) P T A 連 合 会 協 議 会 分 担 金	70,000	55,420	14,580	
記 念 品 費	(28) 記 念 品 費	120,000	106,600	13,400	転退役・職員記念品			
雑 費	(29) 雑 費							
積 立 金	(30) 積 立 金	100,000	300,000	△ 200,000				
費 予 備 費	(31) 予 備 費	245,129	6,240	238,889				
	総 計	2,575,129	1,501,183	1,073,946				

PTA 積立金決算書

I、決算

収入総額 **¥2,665,618** 支出総額 **¥0** 残高 **¥2,665,618**

次年度へ繰り越し

II、収入

III、支出

項 目	収入済額
繰越金	¥2,365,598
積立金	¥300,000
雑収入	¥20
合 計	¥2,665,618

項 目	執行済額
合 計	¥0

監査証明書

上記の通り相違ありません

令和4年4月13日

会 計

伊藤 涼子

山本 愛子

佐藤 裕子

塩路 麻里子

田谷 英明

上記監査の結果、正当なることを認めます

監査実施日

令和4年4月13日

会計監査

榎山 真一

大滝 敦

令和4年度 PTA 予算書 (案)

東京都足立区立綾瀬小学校PTA

I、収入

款	項 目	予 算 額	摘 要
会 費		1,366,200	(※)2,530@ 会員家庭数・教職員数540名分
雑 収 入	雑 収 入	1,000	
繰 越 金		1,122,718	
合 計		2,489,918	

—会員家庭数500教職員40

—販売取集代金・利息

II、支出

款	項 目	節	予 算 額	摘 要		
P	PTA 運営費	PTA 会議費	(1) 総 会 費			
			(2) 運 営 委 員 会 費	50,000	運営委員会会議費・Zoom会議費用など	
			(3) 理 事 会 費			
		PTA 需用費	(4) 備 品 消 耗 品 費	200,000	PTA封筒印刷・事務用品など	
			(5) 光 熱 水 道 費			
			(6) 食 料 費			
			(7) 印 刷 製 本 費			
			(8) 通 信 運 搬 費	25,000	記念品送料など	
			(9) 修 理 費	40,000	リソグラフ修理費など	
			(10) 借 料 及 損 料			
T	PTA 活動費	一般活動費	(11) 調 査 研 究 費			
			(12) 安 全 管 理 費	200,000	入校証ホルダー・腕章・感染症予防対策費など	
			(13) 学 年 イ ベ ン ト 係 費	60,000		
			(14) ベ ル マ ー ク 係 費	30,000		
			(15) 広 報 係 費	40,000	HPサーバー料金など	
			(16) 綾 瀬 パ パ サ ポ ー タ ー 費	30,000		
			(17) ス ポ ー ツ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 部 活 動 費	80,000	ソフトボール・バレーボール部活動費	
			(18) P T A 表 彰 費	150,000	係等の謝礼費	
			(19) 慶 弔 費	180,000	会員及び部外団体への慶弔・渉外費	
			(20) 研 修 費	10,000		
			(21) 交 通 費	10,000		
			福 祉 費	(22) P T A 総 合 保 障 制 度	160,000	PTA活動保険
			特 別 活 動 費	(23) 特 別 委 員 会 費	150,000	臨時活動費補助
			児 童 福 祉 賞	(24) 勤 労 奉 仕 活 動 費		
		(25) 特 別 児 童 保 護 費		25,000	PTA会費補助	
		(26) 児 童 表 彰 奨 励 費		400,000	入学・卒業記念品など(卒業アルバム送料予備)	
		PTA 連 合 会 協 議 会 分 担 金	PTA 連 合 会 協 議 会 分 担 金	(27) P T A 連 合 会 協 議 会 分 担 金	70,000	
		記 念 品 費	記 念 品 費	(28) 記 念 品 費	120,000	退職職員・役員記念品など
		雑 費	雑 費	(29) 雑 費		
		積 立 金	積 立 金	(30) 積 立 金	50,000	周年行事やその他
		予 備 費	予 備 費	(31) 予 備 費	409,918	
総 計			2,489,918			

予算(案)作成時、会員数が確定していない為 若干名の変更がございますがご了承ください。

(※) 今年度は会費を年間¥2,530円で徴収させていただきます。(月額¥230円 8月を除く11ヵ月で算出)

(13)～(16) 新体制になり、名称 内容が変更、また新たに活動が追加されました。

(18) 係等のご協力がくださる方への御礼として費用を確保させていただきます。

(23) 校外見守り係の費用、またコロナの影響で中止になっていた行事再開の臨時活動の補助として費用を確保させていただきます。

東京都足立区立綾瀬小学校 PTA 会則 (案)

第一章 総則

第一条 本会は東京都足立区立綾瀬小学校 PTA と称する。

第二条 本会の事務所を綾瀬小学校内に置く。

第三条 本会は会員相互が学習しあい、協力して子どもが幸福なよりよい教育を受けられるようにつとめることを以て目的とする。

第四条 本会は、本校児童の保護者、教職員を以て組織する。

第二章 事業

第五条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.会員相互の教養向上のための事業
- 2.児童並びに会員の福祉についての事業
- 3.その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 機関

第六条 本会は、第五条の事業を行うために次の会を置く。

総会、理事会、運営委員会、特別役員会

第四章 会員及び役員

第七条 本会の会員は次の二種とする。

- 1.会員（本校の児童保護者並びに教職員）
- 2.名誉会員（理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する）

第八条 本会の役員は次の通りに定める。

会長一名、副会長若干名、会計若干名（学校より一名）

会計監査若干名、書記若干名（学校より二名以内）、係員複数名

役員の任期は、一年とし再選を妨げない。補欠により選出されたる者の任期は前任者の残任期間とする。

第九条 役員の任務は次の通りとする。

- 1.会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会・運営委員会・理事会を召集する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
- 3.会計は、会の経理事務を掌理する。
- 4.会計監査は独立して、随時本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 5.書記は、会長の命により会務を処理する。
- 6.係員は、各係に所属し、その係の企画運営、活動にあたる。

第十条 役員の選出は、次の方法による。

- 1.会長、副会長、会計、会計監査、書記は選考委員会に於いて推薦し総会に於いてこれを承認する。

2.各係員の定数並びに選出は、次の方法による。

○保護者 複数名

○教職員 若干名

係員は、保護者の中より立候補及び運営委員会に於いて推薦し、会長がこれを委嘱する。

教職員は、教職員中より推薦し会長がこれを委嘱する。

第十一条 本会に、名誉会員若干名を置くことができる。

名誉会員は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。名誉会員は、会長の諮問に応じ会の運営についての意見を述べるることができる。

第五章 会務の執行

第十二条 会務の執行を、次の通りに定める。

- 1.総会は、年度始めに開催し、事業報告、予算、決算の審議、並びに承認、役員の変更をする。
- 2.理事会は、各種連絡及議案を協議し、会務を執行する。
- 3.委員会は、執行機関として、必要事項の協議をなし、これを実行にうつすこと。
但し、重要事項については、理事会の承認を得なければならない。
- 4.各集会の決議は出席した会員の多数決とする。

第六章 会計

第十三条 本会の経費は、会費及び事業収入及びその他収入によって経理する。

第十四条 本会の会費は、一世帯につき年額二千八百六十円を上限とし一括納入する。

年間活動計画より、必要な会費を会長が算出し、総会で承認を得なければならない。

途中入会した場合、入会した日の属する月から定期総会までの会費を一括納入する。また、途中退会した場合、その年度の会費は返金しない。

第十五条 本会の会計年度は、四月一日より始まり、翌年三月三十一日を以て終わる。

第十六条 本会の会計簿は会員より要求ある時は閲覧させなければならない。

第七章 個人情報の取扱

第十七条 本会の会員の個人情報は、別に定める個人情報保護規定に沿って、適正に運用するものとする。

第八章 補則

第十八条 本会則は昭和五十一年四月より実施する。

第十九条 本会則の改廃は、総会の決議によらなければならない。

中略

平成 18 年 5 月 18 日改正

平成 22 年 5 月 14 日改正

平成 28 年 5 月 13 日改正

令和 4 年 5 月 19 日改正

附則

第一章 運営機関

第一条 理事会は、第十条により選出されたる者を以てする。

第二条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、各委員長、副委員長、学校長。副校長を以て組織し、会長は必要に応じて召集し、本会の運営の円滑をはかる。

第三条 特別役員会は、会長、副会長、会計、書記、学校長、副校長を以て組織し、会長の諮問にこたえる。

第四条 各種係活動は、次の通りとする。

1. イベント係は、各学年・学校との連絡をはかり、よりよい学級をつくるための協力をする。
2. ベルマーク集計係は、ベルマーク活動を通じて、会員相互の教養向上並びに児童の教育の向上・育成をはかる。
- ~~2.成人教育委員会は、会員相互の教養向上・健康増進並びに社会教育に協力する。~~
3. 校外見守り係は、校外における児童の安全と自主的集団生活を指導し、児童のよりよい生活の育成をはかる。
4. 広報係は、学校・PTA の理解を深めるための正しい広報調査活動を行う。
5. その他、必要に応じて理事会において承認後、係活動を追加する事ができる。

第五条 各委員会係活動は、互選により連絡役、会計役を置き、適切に活動する。

第二章 特別事業計画

第六条 会長は、特に必要と認めたる時は、理事会にはかり、事業を行う事ができる。

第三章 改廃

第七条 本附則は、理事会の審議を経て、改廃することができる、但し、改廃の結果は総会に報告しなければならない。

足立区立綾瀬小学校PTA 個人情報取扱規約 (案)

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、綾瀬小学校PTA（以下本会）が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の取得)

- 第3条
1. 個人情報とは、個人が特定される事項とする。
 2. 個人情報は、本人から同意を得て書面または **Web 登録**により会長が取得する。
 3. 取得する個人情報は、保護者氏名および児童氏名、メールアドレスとする。

(同意の撤回)

- 第4条
1. 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又はすべての項目について同意を撤回することができる。
 2. 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、役員・委員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに代える。

(利用)

- 第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
1. PTA役員、各部委員の名簿の作成
 2. 各種行事のご案内
 3. 会費請求、資料、書類の送付

(管理)

- 第6条
1. 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。
 2. 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却又は裁断等により、速やかに廃棄するものとする。
 4. 本人の同意を得ないで、個人情報保護に関する法令により特定された利用範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。特定した目的以外に利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

(第三者提供の制限)

- 第7条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(開示、訂正)

第8条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。

付記 令和三年五月 施行
令和四年五月 改訂

◎ 綾瀬小学校 PTA 活動内容変更点概略

できる時にできる人ができる範囲で活動する PTA に向けて、以下のように変更します。

① 各委員会から各係に変更します。

令和 3 年度まで

- ・本部役員
- ・各委員会(学年学級委員会、校外生活委員会、成人教育委員会、広報調査委員会)

令和 4 年度

- ・本部役員
- ・委員会から各係活動に変更し、内容を細分化する事で参加し易い形に変更します。

学年学級委員会 → ・ベルマーク集計係
・3 年生・6 年生イベント係

校外生活委員会 → ・校外見守り係

広報調査委員会 → ・広報係

その他 → ・綾瀬パパサポーター、各学校イベントの受付

※ 成人教育委員会を廃止、成人教育委員会の一部として活動していたバレーボール活動は、サークル活動として継続する。

② 各クラスから理事を選出する方法から、できそうな活動を選択して参加する方式に変更します。

③ 活動に強制はありません。活動やお手伝いに参加できなくても、活動してくれている方、お手伝いをしてくれている方々を応援する形での入会も推奨しております。

以上の活動を令和 4 年度、試行期間として実施します。

P : パパもママも先生も
T : 楽しく、無理なく
A : ありがとうの気持ちで

みんなが参加できる P T A に！

